

情報開示方針

1. 基本方針

当社は、株主・投資家をはじめとした当社を取り巻く多様なステークホルダーの皆様からの信頼と適切な評価を得るため、積極的かつ継続的な情報の開示に努めます。また、当社の経営方針、事業戦略、事業活動、財政状況等に関する情報を正確、迅速かつ公平に開示するための社内体制の整備を行い、さまざまなコミュニケーション活動を通じてステークホルダーの皆様にも公正かつ責任ある運用を行います。

2. 基本原則

当社が「重要な情報」を開示するにあたって、以下の5点を基本原則とします。

(1) 透明性

内容の如何に関わらず、事実に即して情報を開示すること。

(2) 適時性

情報の開示は、開示すべき事実が発生した後、適時かつ遅滞なく行うこと。

(3) 公正性

さまざまなステークホルダーに対して、情報が公正に伝播されるよう努めること。

(4) 継続性

情報開示の内容について、継続性を持たせること。

(5) 機密性

会社として公式に開示を行うまでは、社外の第三者に情報を漏洩しないこと。

3. 情報開示の基準

当社では、証券取引所の規則や金融商品取引法等の諸法令で開示が定められている項目はもとより、ステークホルダーの皆様にとって有用と思われる情報を自主的・積極的に開示します。

4. 情報開示の方法

適時開示に該当する会社情報は、東京証券取引所の適時開示情報伝達システム（TDNet）、プレスリリースで公表するとともに、情報開示の適時性、公開性の観点から当社のウェブサイトでも公開します。また、株主の皆様には、当社の事業活動を報告書類にてお知らせするほか、投資家の皆様向けに説明会を開催するなど、当社の事業展開全般について理解を深めていただけるように努めます。これらの情報開示にあたっては、金融商品取引法等の諸法令を遵守します。

5. 未公開の重要情報について

当社への問い合わせや取材、当社が主催または参加する決算説明会、ミーティング等においては、既に公開された情報や周知となった事実に関する説明に限定し、未公開の重要情報について言及することはありません。当社はインサイダー情報管理を厳重に行い、情報漏洩防止と開示の公平性を保ちます。

6. 沈黙期間

当社は通期、四半期の業績公表直前の概ね 1 カ月間は、業績見直し関連のコメントは行わないものとします。但し、証券取引所の適時開示規則や臨時報告書に関する開示を行うべき重要事実が発生した場合は、この限りではありません。

7. 社内体制の整備

当社は、上記の方針・情報開示を適切に行えるよう、コミュニケーション担当役員およびコミュニケーション担当部門を中心に、関係各部門の有機的な連携と社内体制の最適化に努めます。

当社は、ステークホルダーの皆様との対話から得た企業価値向上に資する意見については、必要な範囲で社内に共有し、議論します。

8. 選択的開示の禁止

当社は、株主・投資家・証券アナリスト等の資本市場参加者に対して、公平・公正かつ適切に情報を開示するため、選択的開示を行わないものとします。

選択的開示とは、重要性のある非公開情報を一般公開に先立ち特定の人物あるいは集団を選別して開示することであり、当社は一定の守秘義務契約により情報の秘匿性が担保されている場合を除き、選択的開示を行いません。

9. 風説の流布への対応

市場での風説に対する問い合わせには、原則として当社はコメントを行いません。但し、放置した場合に当社に重大な影響があり得ると判断される際には、適切に対処します。

制定： 2021年 4月 1日